

令和 3 年 度

定期監査結果報告書
(第 3 次)

企 画 総 務 部
保 健 福 祉 部
市 議 会 事 務 局
選挙管理委員会事務局
公平委員会事務局

大 牟 田 市 監 査 委 員

定期監査の結果について（令和３年度第３次）

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定に基づき定期監査を行ったので、同条第 9 項の規定により、監査の結果に関する報告書を提出します。

なお、本監査及び報告は大牟田市監査基準に準拠しています。

1 監査の種類 定期監査

2 監査の対象部局等 企画総務部、保健福祉部、市議会事務局 選挙管理委員会事務局、公平委員会事務局

3 監査の実施期間

令和 4 年 2 月 9 日（水）から令和 4 年 4 月 19 日（火）まで

4 監査の対象及び範囲

財務に関する事務の執行等 令和 3 年 12 月末日現在

物品、現金等の管理 検査日現在

5 監査の着眼点

監査の対象となった財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること。

6 監査の方法

今回の監査は、主に令和 3 年度における財務に関する事務の執行状況を対象とし、関係法規及び予算に基づき適正に管理、執行されているかどうかについて試査するとともに、関係職員等からの説明を受け実施した。

7 監査の結果

監査対象の事務については、概ね適正に執行されていたが、その一部において、次のとおり個別指摘事項が認められたので、必要な措置を講じられたい。

なお、個別指摘事項に対する措置が講じられた場合は、その通知を求めるものである（地方自治法第 199 条第 14 項）。

【監査項目】（令和 3 年 12 月末日現在）

一般会計

（企画総務部）

〔歳入〕

- 1 ふるさと寄付金 (財政課)
- 2 市有地貸付収入（現年度、滞納繰越）
(公共施設マネジメント推進課)
- 3 三池炭鉱跡敷地使用料 (世界遺産・文化財室)

〔歳出〕

- 4 文書管理費 (総務課)
- 5 シティプロモーション推進費 (広報課)
- 6 ふるさと納税推進費 (財政課)
- 7 職員健康診断・健康相談関係費 (職員厚生課)
- 8 財産管理費 (公共施設マネジメント推進課)
- 9 その他委託料 (情報化推進室)
 - (1) 電子市役所推進費
 - (2) 住民情報システム関係費

〔物品〕

- 10 物品の管理 (総務課（情報公開センター含む）、人事課、世界遺産・文化財室、契約検査室)

（保健福祉部）

〔歳入〕

- 1 労働福祉会館使用料 (福祉課)
- 2 重度障害者医療費返還金 (子ども家庭課)

〔歳出〕

- 3 保健センター管理費 (保健福祉総務課)
- 4 風しん抗体検査費 (保健衛生課)
- 5 通所サービス給付費 (福祉課)
- 6 教育扶助費 (保護課)
- 7 幼稚園等施設給付費 (子ども育成課)
- 8 学童保育所管理運営費 (子ども育成課)

〔物品〕

- 9 物品の管理 (保健衛生課、福祉課（旧福祉課所管分）、子ども育成課)

（市議会事務局）

[歳出]

- 1 負担金補助及び交付金（政務活動費補助含む）（市議会事務局）

[物品]

- 2 物品の管理（市議会事務局）

（選挙管理委員会事務局）

[歳出]

- 1 衆議院議員選挙費（選挙管理委員会事務局）

[物品]

- 2 物品の管理（選挙管理委員会事務局）

（公平委員会事務局）

[物品]

- 1 物品の管理（公平委員会事務局）

介護保険特別会計（介護保険事業勘定）

（保健福祉部）

[歳出]

- 1 成年後見制度利用支援事業費（福祉課）

（１）成年後見センター運営委託費

（２）成年後見市長申立等支援事業費

介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）

（保健福祉部）

[歳入]

- 1 介護予防サービス計画費収入（福祉課）

【個別指摘事項】

一般会計

（企画総務部）

- 1 市有地貸付収入（現年度、滞納繰越）

(公共施設マネジメント推進課)

市有地の貸付については、貸付人との間で土地賃貸借契約を締結し、その後 6 年ごとの契約更新が行なわれている。しかしながら、契約更新手続きがとられないまま、貸付料の徴収が行なわれているものが多数見受けられた。

また契約に当たり市内に住所又は事業所を有する者を連帯保証人に立てることとされているが、市外に住所を有するものを連帯保証人としているものが 19 件見受けられた。

さらに契約書等の日付けが鉛筆書き又は未記入であるもの、添付書類が不足するものなど不適切な事務処理も見受けられた。

市有地は市民の大切な財産であることを認識し、規則に則り適切な事務処理に努められたい。

(保健福祉部)

1 教育扶助費

(保護課)

小学生 1 人と中学生 1 人の教育扶助費が二重に支給されていた。

当該世帯には、小学生 5 人と中学生 1 人の計 6 人分の教育費及び給食費を支給(処理数 6 人×2=12 件)しており、令和 3 年 4 月及び 5 月分は受給者口座への口座払、6 月分以降は学校長口座への送金が行われていた。6 月分以降の送金処理を行う際に、システムでは 10 件しか処理できなかったため、残りの 2 件分については一時扶助として送金する処理を行ったが、その際にシステム上の教育扶助を削除することを失念していたものである。

そのため、小学生については令和 3 年 6 月から令和 4 年 3 月までの 10 か月分 36,800 円、中学生については令和 3 年 6 月から令和 4 年 1 月までの 8 か月分 48,800 円が二重に支給され、合計で 85,600 円が過払いとなっていた。

扶助費の支給事務を適正に行うとともに、所管課内での確認体制を強化し、再発の防止に努められたい。また、過払いとなった教育扶助費については、早急に返還を求められたい。

(選挙管理委員会事務局)

1 衆議院議員選挙費

(選挙管理委員会事務局)

切手の管理について、切手受払簿が作成されておらず、使用実績や現在数の把握がされていなかった。

切手は、証券自体が特定の金銭的価値を有する金券とされており、現金と同様に適切な保管と厳正な管理が求められるものである。切手の保管及び使用について、慎重かつ適正な事務処理に努められ、透明性を確保されたい。

介護保険特別会計（介護保険事業勘定）

（保健福祉部）

1 成年後見制度利用支援事業費 （福祉課）

成年後見市長申立に係る相談受付から手続き開始までに1年以上の期間があるケースが見受けられた。

また、手続き開始後も諸手続きの着手までに時間がかかっており、中には必要書類の交付申請に関する起案文書の決裁終了後1月経過後に申請を発送したものや、医療機関へ診断書の作成依頼を行っていたものの、その提出が8月以上経過後となっているケースもあった。

いずれも事務手続きの遅れが、成年後見制度利用開始の遅れにつながっている。認知症、知的障害、精神障害などの理由により、判断能力が不十分な方々の権利を擁護し、支援するための法制度である成年後見制度の速やかな利用開始につながるよう、円滑かつ適正な事務処理に努められたい。